

平成 30 年度 第 2 回 目黒区障害者差別解消支援地域協議会 事例検討の概要

事例 1 車椅子で路線バスを利用した方へのある乗客の言動の事例

障害種別	身体障害
相談内容	バスを降りて自宅近くまで来た時、一人の男性が「あなたが車椅子でバスに乗ったことにより、自分は立たされた。混んでいる時は乗らないでほしい。」と言われ、家の近くまで追いかけられたため、強い恐怖感を感じた。
相手方	不特定の男性・バス会社
解決状況	男性の言動は認められるものではないが、障害者差別解消法の適用外。東京都を通じ、バス会社へ乗客への説明など、適切な対応を依頼。

意見交換

- ・乗務員が他のお客様に席を立つようをお願いしたと思われ、マニュアル通りの協力依頼をするということだけではなく、お願いするときの配慮とかが大切です。
- ・犯罪にもなりかねない問題なので、差別解消とは違った視点から解決すべき問題と思います。
- ・モラル向上への啓発も進めていく必要があります。

事例 2 放送局主催のコンサートへの手話通訳手配の事例

障害種別	聴覚障害
相談内容	ファミリーコンサートの抽選に当選し、家族 4 人（聴覚障害のある本人と夫、子 2 人）で参加するため、放送局へ手話通訳の手配を申し入れた。後日、返事があり、手話通訳の派遣はできないため、個人で手配するよう言われた。
相手方	主催の放送局
解決状況	放送局としては手話通訳の派遣は行わなかったが、結果的にお客様に対向させるため、前席 4 席を外し、手話通訳者の席として確保した。 聞こえない方のコンサート鑑賞に対しては、その雰囲気伝えるためには手話が良いのか、文字情報が良いのかなどといったことをテーマに検討しているとのことだった。

意見交換

- ・我々もそういったイベントごとをやるときに、お金を払ってもらってやっているわけではなく、あくまでも楽しんでもらうためにやっているものに対してそこまでしなくてはいけないのか、これは今後大きく影響する問題です。
- ・過重な負担が無いかということが当然加味されますので、それを十分説明して建設的対話の中で進めていき、結果、できないということは違反にならないということになります。

- ・チラシを出したりしたときにそういった方はご一報くださいと一文を入れることが合理的配慮とみていただけるのか、我々ができることと言えばそのくらいだったらできるのではないかと思います。
- ・障害のある方だけではなく、赤ちゃんや子どもを抱えていてもコンサートに行きたい、高齢だけれどコンサートに行きたいと、様々な条件を抱えている人もコンサートに行きたいというのはあると思います。コンサートをする側に配慮が必要な方はお申し出ください、申し出いただいた範囲でできる努力はしてみます、考えてみます、という姿勢を示すことが必要です。
- ・合理的配慮について広く周知して行って良いのだ、相談して良いのだという風に思って相談できる環境があるということがまずは 重要なのでは。

事例3 区立体育館のトレーニング室が使いやすいという好事例

障害種別 全障害

相談内容 平成20年に指定管理を受けた時、既に設備的にバリアフリートイレやシャワー室が整っていたため、当初からこうした設備の使用を前提に機器の配置やスタッフの人数、配置及び育成を行ってきた。

相手方 区立体育館の指定管理者

現在の状況 トレーニングの指導を行う社員スタッフは初級障害者スポーツ指導員の資格取得を原則とし、他部署からの異動時にも資格の取得を求めている。特に障害者担当を決めておらず、トレーニング室全体で対応できるよう取り組んでいる。

意見交換

- ・日本人のメンタルとして自分では言いにくいのかなと思います。結構良いことをやっているのだけれども、こちらが聞き出さないと出ない、当たり前のようになっている部分もあって、今さら好事例として出すのはというのがあるかもしれません。
- ・障害について、いろんな方が興味を持ったり、研修とか学生時代に経験されたとか、少しずつ理解が広がっているような気がします。ですから知ってもらおうということが大事だと改めて思いました。